

小学校学習指導要領解説

総則編（抄）

平成27年7月

文 部 科 学 省

目 次

第1章	総説	1
1	改訂の経緯	1
2	改訂の基本方針	3
3	改訂の要点	3
第3章	教育課程の編成及び実施	5
第1節	教育課程編成の一般方針	5
2	道徳教育	5
第2節	内容等の取扱いに関する共通的事項	13
4	道徳教育の内容	13
第6節	道徳教育推進上の配慮事項	15
1	道徳教育の指導体制と全体計画	15
2	指導内容の重点化	28
3	豊かな体験活動の充実といじめの防止	32
4	家庭や地域社会との連携	37

第1章 総説

1 改訂の経緯

我が国の教育は、教育基本法第1条に示されているとおり「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われ」るものである。人格の完成及び国民の育成の基盤となるのが道徳性であり、その道徳性を養うことが道徳教育の使命である。しかし、道徳教育を巡っては、歴史的経緯に影響され、いまだに道徳教育そのものを忌避しがちな風潮があること、他教科に比べて軽んじられていること、読み物の登場人物の心情理解のみに偏った形式的な指導が行われる例があることなど、これまで多くの課題が指摘されてきた。

また、いじめの問題に起因して、子供の心身の発達に重大な支障が生じる事案や、尊い命が絶たれるといった痛ましい事案まで生じており、いじめを早い段階で発見し、その芽を摘み取り、全ての子供を救うことが喫緊の課題となっている。

このような現状の下、内閣に設置された教育再生実行会議は、平成25年2月の第一次提言において、いじめの問題等への対応をまとめた。その中では、いじめの問題が深刻な状況にある今こそ、制度の改革だけでなく、本質的な問題解決に向かって歩み出すことが必要であり、心と体の調和の取れた人間の育成の観点から、道徳教育の重要性を改めて認識し、その抜本的な充実を図るとともに、新たな枠組みによって教科化することが提言された。

本提言等を踏まえ、文部科学省においては「道徳教育の充実に関する懇談会」を設置し、道徳教育の充実方策について専門的に検討を行った。

本懇談会では、道徳教育は、国や民族、時代を超えて、人が生きる上で必要なルールやマナー、社会規範などを身に付け、人としてよりよく生きることを根本で支えるとともに、国家・社会の安定的で持続可能な発展の基盤となるものであり、道徳教育の充実は、我が国の道徳教育の現状、家庭や社会の状況等を踏まえれば、いじめの問題の解決だけでなく、我が国の教育全体にとっての重要な課題であるとの認識の下、

これまでの成果や課題を検証しつつ、道徳の特質を踏まえた新たな枠組みによる教科化の具体的な在り方などについて、幅広く検討を行い、平成25年12月「今後の道徳教育の改善・充実方策について（報告）～新しい時代を、人としてより良く生きる力を育てるために～」を取りまとめた。

また、平成26年2月、中央教育審議会に「道徳に係る教育課程の改善等について」が諮問され、道徳教育専門部会において道徳の時間の新たな枠組みによる教科化の在り方等について検討が行われた。平成26年10月21日の答申では、道徳教育の要である道徳の時間については、「特別の教科 道徳」（仮称）として制度上位置付け、充実を図ること、また、道徳教育の抜本的な改善に向け、学習指導要領に定める道徳教育の目標、内容の明確化及び体系化を図ることや、指導方法の工夫、児童の成長の様子を把握する評価の在り方、検定教科書の導入、教員の指導力向上方策、学校と家庭や地域の連携強化の在り方など道徳教育の改善・充実に向けて必要な事項が示された。

この答申を踏まえ、平成27年3月27日に学校教育法施行規則を改正するとともに、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の一部改正の告示を公示した。今回の改正は、いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものとする観点からの内容の改善、問題解決的な学習を取り入れるなどの指導方法の工夫を図ることなどを示したものである。このことにより、「特定の価値観を押し付けたり、主体性をもたず言われるままに行動するよう指導したりすることは、道徳教育が目指す方向の対極にあるものと言わなければならない」、「多様な価値観の、時に対立がある場合を含めて、誠実にそれらの価値に向き合い、道徳としての問題を考え続ける姿勢こそ道徳教育で養うべき基本的資質である」との中央教育審議会答申を踏まえ、発達の段階に応じ、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の生徒が自分自身の問題と捉え向き合う「考える道徳」、
「議論する道徳」へと転換を図るものである。

改正小学校学習指導要領は、平成27年4月1日から移行措置として、その一部又は全部を実施することが可能となっており、平成30年4月1日から全面実施することとしている。

2 改訂の基本方針

今回の改訂は、前述の中央教育審議会答申を踏まえ、次のような方針の下で行った。

これまでの「**道徳の時間**」を要として学校の教育活動全体を通じて行うという道徳教育の基本的な考え方を、適切なものとして今後も引き継ぐとともに、道徳の時間を「**特別の教科 道徳**」（道徳科）として新たに位置付けた。

また、それに伴い、目標を明確で理解しやすいものにするとともに、道徳教育も道徳科も、その目標は、最終的には「**道徳性**」を養うことであることを前提としつつ、各々の役割と関連性を明確にした分かりやすい規定とした。

なお、道徳科においては、内容をより発達の段階を踏まえた体系的なものとするとともに、指導方法を多様で効果的なものとするため、指導方法の工夫等について具体的に示すなど、その改善を図っている。

3 改訂の要点

(1) 学校教育法施行規則改正の要点

学校教育法施行規則の小学校の教育課程について、「**道徳の時間**」を「**特別の教科である道徳**」としたため、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育を「**特別の教科である道徳**」を要として学校の教育活動全体を通じて行うものと改めた。

(2) 「総則」改善の要点

ア 教育課程編成の一般方針

「**特別の教科である道徳**」を「**道徳科**」と言い換える旨を示すとともに、道徳教育の目標について、「**自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うこと**」と簡潔に示した。また、道徳教育を進めるに当たっての配慮事項として、道徳教育の目標を達成するための諸条件を示しながら「**主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意しなければならない**」こととした。

イ 内容等の取扱いに関する共通事項

道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、「第3章 特別の教科 道徳」の第2に示す内容であることを明記した。

ウ 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

学校における道徳教育は、道徳科を要として教育活動全体を通じて行うものであることから、その配慮事項を以下のように付け加えた。

- (ア) 道徳教育は、道徳科を要として学校の教育活動全体で行うことから、全体計画を作成して全教師が協力して道徳教育を行うこと。また、各教科等で道徳教育の指導の内容及び時期を示すこと。
- (イ) 各学校において指導の重点化を図るために、児童の発達段階や特性等を踏まえて小学校における留意事項を示したこと。
- (ウ) 集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験の充実とともに、道徳教育がいじめの防止や安全の確保等に資するよう留意することを示したこと。
- (エ) 学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表すること、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ることを示したこと。

第3章 教育課程の編成及び実施

第1節 教育課程編成の一般方針

2 道徳教育（第1章第1の2）

(1) 道徳教育の展開と道徳科（第1章第1の2の前段）

2 学校における道徳教育は、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。

道徳教育は人格形成の根幹に関わるものであり、同時に、民主的な国家・社会の持続的発展を根底で支えるものでもあることに鑑みると、児童の生活全体に関わるものであり、学校で行われる全ての教育活動に関わるものである。

各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動にはそれぞれ固有の目標や特質があり、それらを重視しつつ教育活動が行われるが、それと同時にその全てが教育基本法第1条に規定する「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」を目的としている。したがって、それぞれの教育活動においても、その特質を生かし、児童の学年が進むにつれて全体として把握できる発達段階や個々人の特性等の両方を適切に考慮しつつ、人格形成の根幹であると同時に、民主的な国家・社会の持続的発展を根底で支える道徳教育の役割をも担うことになる。

中でも、特別の教科として位置付けられた道徳科は、道徳性を養うことを目指すものとして、その中核的な役割を果たす。道徳科の指導において、各教科等で行われる道徳教育を補ったり、それを深めたり、相互の関連を考えて発展させ、統合させたりすることで、学校における道徳教育は一層充実する。こうした考え方に立って、道徳教育は道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行うものと規定している。

(2) 道徳教育の目標（第1章第1の2の中段）

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。

学校における道徳教育は、児童がよりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標としており、児童一人一人が将来に対する夢や希望、自らの人生や未来を拓いていく力を育む源となるものでなければならない。

ア 教育基本法及び学校教育法の根本精神に基づく

道徳教育は、まず、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づいて行われるものである。

教育基本法においては、我が国の教育は「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行」うことを目的としていることが示されている（第1条）。そして、その目的を実現するための目標として、「真理を求める態度を養」うことや「豊かな情操と道徳心を培う」ことなどが挙げられている（第2条）。また、義務教育の目的として「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的」とすることが規定されている（第5条第2項）。

学校教育法においては、義務教育の目標として、「自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」（第21条第1項）、「生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと」（同第2項）、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」（同第3項）などが示されている。学校で行う道徳教育は、これら教育の根本精神に基づいて行われるものである。

イ 自己の生き方を考える

人格の基盤を形成する小学校の段階においては、児童自らが自己を見つめ、「自己の生き方」を考えることができるようにすることが大切である。「自己の生き方」を考えると、児童一人一人が、よりよくなろうとする自己を肯定的に受け止めるとともに、他者との関わりや身近な集団の中での自分の特徴などを知り、伸ばしたい自己について深く見つめることである。またそれは、社会の中でいかに生きていけばよいのか、国家及び社会の形成者としてどうあればよいのかを考えることにもつながる。

ウ 主体的な判断の下に行動する

児童が日常の様々な道徳的な問題や自己の生き方についての課題に直面したときに、自らの「主体的な判断の下に行動」することが重要である。

「主体的な判断の下に行動」するとは、児童が自立的な生き方や社会の形成者としての在り方について自ら考えたことに基づいて、人間としてよりよく生きるための行為を自分の意志や判断に基づいて選択し行うことである。またそれは、児童が日常生活での問題や自己の生き方に関する課題に正面から向き合い、考え方の対立がある場合にも、自らの力で考え、よりよいと判断したり適切だと考えたりした行為の実践に向けて具体的な行動を起こすことである。

エ 自立した人間として他者と共によりよく生きる

「自立した人間」としての主体的な自己は、同時に「他者と共に」よりよい社会の実現を目指そうとする社会的な存在としての自己を志向する。

このように、人は誰もがよりよい自分を求めて自己の確立を目指すとともに、一人一人が他者と共に心を通じ合わせて生きようとしている。したがって、他者との関係を主体的かつ適切にもつことができるようにすることが求められる。

オ そのための基盤となる道徳性を養う

こうした思考や判断、行動などを通してよりよく生きるための営みを支える基盤となるのが道徳性であり、道徳教育はこの道徳性を養うことを目標とする。道徳性は、人間としての本来的な在り方やよりよい生き方を目指して行われる道徳的行為を可能にする人格的特性であり、人格の基盤をなすものである。それはま

た，人間らしいよさであり，道徳的価値が一人一人の内面において統合されたものと言える。

学校教育においては，特に道徳的判断力，道徳的心情，道徳的実践を主体的に行う意欲と態度の育成を重視する必要があると考えられる。このことは第3章の道徳科の目標としても示されている。

(3) 道徳教育を進めるに当たっての留意事項（第1章第1の2の後段）

道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意しなければならない。

第1章総則第1の2の後段においては、道徳教育の目標に続けて、それを進めるに当たって留意すべき事項について次のように示している。

ア 人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かす

人間尊重の精神は、生命の尊重、人格の尊重、基本的人権、思いやりの心などの根底を貫く精神である。日本国憲法に述べられている「基本的人権」や、教育基本法に述べられている「人格の完成」、さらには、国際連合教育科学文化機関憲章（ユネスコ憲章）にいう「人間の尊厳」の精神も根本において共通するものである。民主的な社会においては、人格の尊重は、自己の人格のみではなく、他の人々の人格をも尊重することであり、また、権利の尊重は、自他の権利の主張を認めるとともに、権利の尊重を自己に課するという意味で、互いに義務と責任を果たすことを求めるものである。具体的な人間関係の中で道徳性を養い、それによって人格形成を図るという趣旨に基づいて、「人間尊重の精神」という言葉を使っている。

生命に対する畏敬の念は、生命のかけがえのなさに気付き、生命あるものを慈しみ、恐れ、敬い、尊ぶことを意味する。このことにより人間は、生命の尊さや生きることのすばらしさの自覚を深めることができる。生命に対する畏敬の念に根ざした人間尊重の精神を培うことによって、人間の生命があらゆる生命との関

係や調和の中で存在し生かされていることを自覚できる。さらに、生命あるもの全てに対する感謝の心や思いやりの心を育み、より深く自己を見つめながら、人間としての在り方や生き方の自覚を深めていくことができる。これは、自殺やいじめに関わる問題や環境問題などを考える上でも、常に根本において重視すべき事柄である。

道徳教育は、この人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を児童自ら培い、それらを家庭での日常生活、学校での学習や生活及び地域社会での遊び、活動、行事への参画などの具体的な機会において生かすことができるようにしなければならない。

イ 豊かな心をもつ

豊かな心とは、例えば、困っている人には優しく声を掛ける、ボランティア活動など人の役に立つことを進んで行う、喜びや感動を伴って植物や動物を育てる、自分の成長を感じ生きていることを素直に喜ぶ、美しいものを美しいと感じることができる、他者との共生や異なるものへの寛容さをもつなどの感性及びそれらを大切にする心である。道徳教育は、児童一人一人が日常生活においてこのような心を育み、そのことを通して生きていく上で必要な道徳的価値を理解し、自己を見つめることで、固有の人格を形成していくことができるようにしなければならない。

ウ 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図る

個性豊かな文化の継承・発展・創造のためには、先人の残した有形、無形の文化的遺産の中に優れたものを見だし、それを生み出した精神に学び、それを継承し発展させることも必要である。また、国際社会の中で主体性をもって生きていくには、国際感覚をもち、国際的視野に立ちながらも、自らの国や地域の伝統や文化についての理解を深め、尊重する態度を身に付けることが重要である。

したがって、我が国や郷土の伝統と文化に対する関心や理解を深め、それを尊重し、継承、発展させる態度を育成するとともに、それらを育んできた我が国と郷土への親しみや愛着の情を深め、世界と日本との関わりについて考え、日本人

としての自覚をもって、文化の継承・発展・創造と社会の発展に貢献し得る能力や態度が養われなければならない。

エ 平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努める

人間は個としての尊厳を有するとともに、平和で民主的な国家及び社会を形成する一人としての社会的存在でもある。私たちは、身近な集団のみならず、社会や国家の一員としての様々な帰属意識をもっている。一人一人がそれぞれの個をその集団の中で生かし、よりよい集団や社会を形成していくためには、個としての尊厳とともに社会全体の利益を実現しようとする公共の精神が必要である。

また、平和で民主的な社会は、国民主権、基本的人権、自由、平等などの民主主義の理念の実現によって達成される。これらが、法によって規定され、維持されるだけならば、一人一人の日常生活の中で真に主体的なものとして確立されたことにはならない。それらは、一人一人の自覚によって初めて達成される。日常生活の中で社会連帯の自覚に基づき、あらゆる時と場所において他者と協同する場を実現していくことは、社会及び国家の発展に努めることでもある。

したがって、道徳教育においては、単に法律的な規則やきまりそのものを取り上げるだけでなく、それらの意義を自己の生き方との関わりで捉えるとともに、必要に応じてそれをよりよいものに発展させていくという視点にも留意して取り扱う必要がある。

オ 他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献する

民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することは、教育基本法の前文において掲げられている理念である。平和は、人間の心の内に確立すべき課題でもあるが、日常生活の中で社会連帯の自覚に基づき、他者と協同する場を実現していく努力こそ、平和で民主的な国家及び社会を実現する根本である。また、環境問題が深刻な問題となる中で、持続可能な社会の実現に努めることが重要な課題となっている。そのためにも、生命や自然に対する感受性や、身近な環境から地球規模の環境への豊かな想像力、それを大切に守ろうとする態度が養われなければならない。

このような努力や心構えを、広く国家間ないし国際社会に及ぼしていくことが他国を尊重することにつながり、国際社会に平和をもたらす環境の保全に貢献することになる。

カ 未来を拓く主体性のある日本人を育成する

未来を拓く主体性のある人間とは、常に前向きな姿勢で未来に夢や希望をもち、自主的に考え、自律的に判断し、決断したことは積極的かつ誠実に実行し、その結果について責任をもつことができる人間である。道徳教育は、このような視点に立ち、児童が自らの人生や新しい社会を切り拓く力を身に付けられるようにしていかなければならない。

このことは、人間としての在り方の根本に関わるものであるが、ここで特に日本人と示しているのは、歴史的、文化的に育まれてきた日本人としての自覚をもって文化の継承、発展、創造を図り、民主的な社会の発展に貢献するとともに、国際的視野に立って世界の平和と人類の幸福に寄与し、世界の人々から信頼される人間の育成を目指しているからである。

第2節 内容等の取扱いに関する共通的事項

4 道徳教育の内容（第1章第2の6）

6 道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容とする。

(1) 内容の位置付け

道徳教育の内容は、「第3章 特別の教科 道徳」の「第2 内容」に示すとおりである。これらの内容項目は、児童の発達の段階や児童を取り巻く状況等を考慮して、小学校の6年間に児童が自己の生き方を考え、よりよく生きる力を育む上で重要と考えられる道徳的価値を含む内容を平易に表現したものである。

これらの内容項目は、教師と児童が人間としてのよりよい生き方を求め、共に考え、共に語り合い、その実行に努めるための共通の課題である。また、学校の教育活動全体の中で、様々な場や機会をとらえ、多様な方法によって進められる学習を通して、児童自らが調和的な道徳性を養うためのものでもある。

学校における道徳教育は、道徳科を要として全教育活動において、児童一人一人の道徳性を養うものである。したがって、これらの内容項目は、児童自らが成長を実感でき、これからの課題や目標を見付けられるような工夫の下に、道徳科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動で行われる道徳教育において、それぞれの特質に応じて適切に指導されなければならない。

なお、それぞれの内容項目は指導に当たり取り扱う内容であって、目標とする姿を表すものではない。したがって、児童に対して一方的に内容項目を教え込むような指導は適切ではない。指導に当たっては、内容項目に含まれる道徳的価値について一般的な意味を理解させるだけでなく、発達の段階を踏まえつつ、その意義などについて自己との関わりや社会的な背景なども含め多面的・多角的な視点から考えさせることにより、児童の道徳的な判断力や心情、主体的に道徳的な実践を行う

意欲と態度を育むよう努める必要がある。

このことを通じ、児童が自らの生活の中で出会う様々な場面において、人間としてよりよく生きようとする立場から、主体的な判断に基づき適切な実践を行うことができるようになることが重要である。したがって、各内容項目について児童の実態を基に把握し直し、指導上の課題を児童の視点に立って具体的に捉えるなど、児童自身が道徳的価値の自覚を深め発展させていくことができるよう、実態に基づく課題に即した指導をしていくことが大切である。

(2) 内容項目の重点的な取扱い

道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育を、全教職員が共通理解して一体となって推進するためには、学校として育てようとする児童の姿を明らかにしなければならない。その上で、校長の方針に基づいて、学校の道徳教育の目標を設定して指導することが大切である。

その際、学校の道徳教育の目標に基づいて指導すべき内容を検討することになるが、道徳科においても、その目標を踏まえ、重点的に指導する内容項目を設定し、計画的、発展的に指導できるようにすることが必要である。また、各教科等においても、それぞれの特質に応じて、関連する道徳的価値に関する内容項目や学校としての重点的に指導する内容項目を考慮し、意図的、計画的に取り上げるようにすることが求められる。そのようにして、学校の教育活動全体を通じ、学校としての道徳教育で重点的に取り扱う内容やその生かし方の特色が明確になった指導を行うよう心掛けることが大切である。

なお、内容項目の取扱いについては、「第3章 特別の教科 道徳」の「第2内容」において詳しく示している。

第6節 道徳教育推進上の配慮事項

1 道徳教育の指導体制と全体計画

(1) 道徳教育の指導体制（第1章第4の3（1）の前段）

(1) 各学校においては、第1の2に示す道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開すること。

ア 校長の方針の明確化

道徳教育は、「第1章 総則」の第1の2に示すように、学校の教育活動全体で行うものであり、学校の教育課程の管理者である校長は、その指導力を発揮し、学校の道徳教育の基本的な方針を全教師に明確に示すことが必要である。校長は道徳教育の充実・改善を視野におきながら、関係法規や社会的な要請、学校や地域社会の実情、児童の道徳性に関わる実態、家庭や地域社会の期待などを踏まえ、学校の教育目標との関わりで、道徳教育の基本的な方針等を明示しなければならない。

校長が道徳教育の方針を明示することにより、全教師が道徳教育の重要性についての認識を深めるとともに、学校の道徳教育の重点や推進すべき方向について共通に理解し、具体的な指導を行うことができる。また、校長の方針は、全教師が協力して学校の道徳教育の諸計画を作成し、展開し、その不断の改善、充実を図っていく上でのよりどころになるものである。

イ 道徳教育推進教師を中心とした全教師による協力体制の整備

(ア) 道徳教育推進教師の役割

道徳教育推進教師には、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育を推進する上での中心となり、全教師の参画、分担、協力の下に、その充実が図られる

よう働きかけていくことが望まれる。機能的な協力体制を整えるためには、道徳教育推進教師の役割を明確にしておく必要があり、その役割としては、以下に示すような事柄が考えられる。

- ・ 道徳教育の指導計画の作成に関すること
- ・ 全教育活動における道徳教育の推進，充実に関すること
- ・ 道徳科の充実と指導体制に関すること
- ・ 道徳用教材の整備・充実・活用に関すること
- ・ 道徳教育の情報提供や情報交換に関すること
- ・ 道徳科の授業公開など家庭や地域社会との連携に関すること
- ・ 道徳教育の研修の充実に関すること
- ・ 道徳教育における評価に関すること など

各教師がそれぞれの役割を自覚しその役割を進んで果たす上でも，機能的な協力体制を整えることは重要である。

なお，道徳教育推進教師については，その職務の内容に鑑み，校長が適切に任ずるとともに，学校の実態に応じて人数等に工夫を加えるなどの創意工夫した対応が求められる。さらに，道徳教育推進教師の研修や近隣の学校の道徳教育推進教師との連携等も積極的に進め，道徳教育の充実に努めることが大切である。

(イ) 協力体制の充実

学校が組織体として一体となって道徳教育を進めるためには，校長の明確な方針と道徳教育推進教師等の役割の明確化とともに，全教師が指導力を発揮し，協力して道徳教育を展開できる体制を整える必要がある。例えば，学校全体の道徳教育を推進するための組織や家庭や地域社会との連携等の推進上の課題にあわせた組織を設けたり，各学年段階や校務分掌ごとに推進するための体制を整えたりするなど，学校の実情に応じて全教師が積極的に関わることができる機能的な協力体制を構築することが大切である。

(2) 道徳教育の全体計画（第1章第4の3（1）の後段）

なお、道徳教育の全体計画の作成に当たっては、児童、学校及び地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、道徳科の指導方針、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容との関連を踏まえた各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示すこと。

ア 全体計画の意義

道徳教育の全体計画は、学校における道徳教育の基本的な方針を示すとともに、学校の教育活動全体を通して、道徳教育の目標を達成するための方策を総合的に示した教育計画である。

学校における道徳教育の中軸となるのは、学校の設定する道徳教育の基本方針である。全体計画は、その基本方針を具現化し、学校としての道徳教育の目標を達成するために、どのようなことを重点的に推進するのか、各教育活動はどのような役割を分担し関連を図るのか、家庭や地域社会との連携をどう進めていくのかなどについて総合的に示すものでなければならない。

このような全体計画は、特に次の諸点において重要な意義をもつ。

(イ) 人格の形成及び国家、社会の形成者として必要な資質の育成を図る場として学校の特色や実態及び課題に即した道徳教育が展開できる

各学校においては、様々な教育の営みが人格の形成や国家、社会の形成者として必要な資質の育成につながっていることを意識し、特色があり、課題を押さえた道徳教育の充実を図ることができる。

(ロ) 学校における道徳教育の重点目標を明確にして推進することができる

学校としての重点目標を明確にし、それを全教師が共有することにより、学校の教育活動全体で行う道徳教育に方向性をもたせることができる。

(ハ) 道徳教育の要としての道徳科の位置付けや役割が明確になる

道徳科で進めるべきことを押さえるとともに、教育活動相互の関連を図るこ

とができる。また、全体計画は、道徳科の年間指導計画を作成するよりどころにもなる。

(エ) 全教師による一貫性のある道徳教育が組織的に展開できる

全教師が全体計画の作成に参加し、その活用を図ることを通して、道徳教育の方針やそれぞれの役割についての理解が深まり、組織的で一貫した道徳教育の展開が可能となる。

(オ) 家庭や地域社会との連携を深め、保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を可能にする

全体計画を公表し、家庭や地域社会の理解を得ることにより、家庭や地域社会と連携し、その協力を得ながら道徳教育の充実を図ることができる。

イ 全体計画の内容

全体計画は、各学校において、校長の明確な方針の下に、道徳教育推進教師が中心となって、全教師の参加と協力により創意と英知を結集して作成されるものである。作成に当たっては、上記の意義を踏まえて次の事項を含めることが望まれる。

(ア) 基本的把握事項

計画作成に当たって把握すべき事項として、次の内容が挙げられる。

- ・ 教育関係法規の規定，時代や社会の要請や課題，教育行政の重点施策
- ・ 学校や地域社会の実態と課題，教職員や保護者の願い
- ・ 児童の実態と課題

(イ) 具体的計画事項

基本的把握事項を踏まえ、各学校が全体計画に示すことが望まれる事項として、次の諸点を挙げるができる。

- ・ 学校の教育目標，道徳教育の重点目標，各学年の重点目標
- ・ 道徳科の指導の方針
- ・ 年間指導計画を作成する際の観点や重点目標に関わる内容の指導の工夫，校長や教頭等の参加，他の教師との協力的な指導
- ・ 各教科，外国語活動，総合的な学習の時間及び特別活動などにおける道

徳教育の指導の方針，内容及び時期

重点内容項目との関連や各教科等の指導計画を作成する際の道德教育の観点を記述する。また，各教科等の方針に基づいて進める道德性の育成に関わる指導の内容及び時期を整理して示す。

- ・ 特色ある教育活動や豊かな体験活動における指導の方針，内容及び時期
学校や地域社会の特色を生かした取組や集団宿泊活動，ボランティア活動，自然体験活動などの体験活動や実践活動における道德性を養うための方針を示す。また，その内容及び時期等を整理して示すことも考えられる。
- ・ 学級，学校の間関係，環境の整備や生活全般における指導の方針
日常的な学級経営を充実させるための具体的な計画等を記述する。
- ・ 家庭，地域社会，他の学校や関係機関との連携の方法
協力体制や道德科の授業公開，広報活動，保護者や地域の人々の参加や協力の内容及び時期，具体的な計画等を記述する。
- ・ 道德教育の推進体制
道德教育推進教師の位置付けも含めた全教師による推進体制を示す。
- ・ その他
例えば，次年度の計画に生かすための評価の記入欄，研修計画や重点的指導に関する添付資料等を記述する。

なお，全体計画を一覧表にして示す場合は，必要な各事項について文章化したり具体化したりしたものを加えるなどの工夫が望まれる。例えば，各教科等における道德教育に関わる指導の内容及び時期を整理したもの，道德教育に関わる体験活動や実践活動の時期等が一覧できるもの，道德教育の推進体制や家庭や地域社会等との連携のための活動等が分かるものを別葉にして加えるなどして，年間を通して具体的に活用しやすいものとするのが考えられる。

また，作成した全体計画は，家庭や地域の人々の積極的な理解と協力を得るとともに，様々な意見を聞き一層の改善に役立てるために，その趣旨や概要等を学校通信に掲載したり，ホームページで紹介したりするなど，積極的に公開していくことが求められる。

ウ 全体計画作成上の創意工夫と留意点

全体計画の作成に当たっては、理念だけに終わることなく、具体的な指導に生きて働くものになるよう、体制を整え、全教師で創意工夫を生かして、特に次のことに留意しながら作業を進めることが大切である。

(ア) 校長の明確な方針の下に道徳教育推進教師を中心として全教師の協力・指導体制を整える

学校における道徳教育は、人格の基盤となる道徳性を養うものであり、学校の教育活動全体で指導し、家庭や地域社会との連携の下に進めねばならないことから、特に校長が指導力を発揮し、道徳教育推進教師が中心となって全教師が全体計画の作成に積極的に参画するよう体制を整える必要がある。

(イ) 道徳教育や道徳科の特質を理解し、教師の意識の高揚を図る

全教師が、道徳教育及び道徳科の重要性や特質について理解を深められるよう、関係する教育法規や教育課程の仕組み、時代や社会の要請、児童の実態、保護者や地域の人々の意見等について十分研修を行い、教師自身の日常的な指導の中での課題が明確になるようにする。そのことを通して、全体計画の作成に関わる教師の意識の高揚を図ることができ、その積極的な活用につなげることができる。

(ウ) 各学校の特色を生かして重点的な道徳教育が展開できるようにする

全体計画の作成に当たっては、学校や地域社会の実態を踏まえ、各学校の課題を明らかにし、道徳教育の重点目標や各学年の指導の重点を明確にするなど、各学校の特色が生かされるよう創意工夫することが大切である。

第1章総則第4の3の(2)には、今日的課題と学年段階ごとの発達上の課題を踏まえて重点的な指導を行う観点が示されている。各学校においては、それぞれの実態に応じて、学年段階ごとに第3章の第2の内容に示す内容項目の指導を通して、全体としてこれらの観点の指導が充実するよう工夫する必要がある。

また、道徳科の年間指導計画の作成に当たっても、全体計画に示した重点的な指導が反映されるよう配慮することが求められる。

(エ) 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の相互の関連性を明確にする

各教科，外国語活動，総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育を，道徳科の内容との関連で捉え，道徳科が要としての役割を果たせるよう計画を工夫することが重要である。

また，学校教育全体において，豊かな体験活動がなされるよう計画するとともに，体験活動を生かした道徳科が効果的に展開されるよう道徳科の年間指導計画等においても創意工夫することが大切である。

(オ) 家庭や地域社会，学校間交流，関係諸機関等との連携に努める

全体計画を具体化するには，保護者，地域の人々の協力が不可欠である。また，近接の幼稚園や保育所，小・中・高等学校，特別支援学校などとの連携や交流を図り，共通の関心の下に指導を行うとともに，福祉施設，企業等との連携や交流を深めることも大切であり，それらが円滑に行われるような体制等を工夫することが求められる。

(カ) 計画の実施及び評価・改善のための体制を確立する

全体計画は，学校における道徳教育の基本を示すものである。したがって，頻繁に変更することは適切ではないが，評価し，改善の必要があれば直ちにそれに着手できる体制を整えておくことが大切である。また，全教師による一貫性のある道徳教育を推進するためには，校内の研修体制を充実させ，全体計画の具体化や評価，改善に当たって必要となる事項についての理解を深める必要がある。

(3) 各教科等における指導の基本方針

学校における道徳教育は，道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行われる。各教科等でどのように道徳教育を行うかについては，学校の創意工夫によるところであるが，各教科等は，各教科等の目標に基づいてそれぞれに固有の指導を充実させる過程で，道徳性が養われることを考え，見通しをもって指導することが重要である。

各教科等の指導を通じて児童の道徳性を養うためには，教師の用いる言葉や児童への接し方，授業に臨む姿勢や熱意といった教師の態度や行動による感化とともに，次

のような視点が挙げられる。

ア 道徳教育と各教科等の目標、内容及び教材との関わり

各教科等の目標や内容には、児童の道徳性を養うことに関わりの深い事柄が含まれている。各教科等において道徳教育を適切に行うためには、まず、それぞれの特質に応じて道徳の内容に関わる事項を明確にする必要がある。それらに含まれる道徳的価値を意識しながら学校独自の重点内容項目を踏まえて指導することにより、道徳教育の効果も一層高めることができる。

イ 学習活動や学習態度への配慮

各教科等では、それぞれの授業を通して学習態度や学習習慣が育てられていく。その視点から、児童が伸び伸びとかつ真剣に学習に打ち込めるよう留意し、思いやりがあり、自主的かつ協力的な学級の雰囲気や人間関係となるよう配慮することが大切である。話合いの中で自分の考えをしっかりと発表すると同時に友達の意見に耳を傾けること、各自で、あるいは協同して課題に最後まで取り組むことなどは、各教科等の学習効果を高めるとともに、望ましい道徳性を養うことにもなる。

このように、学習活動や学習態度への配慮に関わる指導について道徳的価値を視点に行うことが考えられる。

なお、学校教育の様々な場面において、具体的な道徳的習慣や道徳的行為について指導を行うことがあるが、その際に最終的なねらいとしているのは、指導を通じてそれらの意義を理解し、自らの判断により、進んで適切な実践ができるような道徳性を養うことである。

(4) 各教科等における道徳教育

各教科等における道徳教育については、「第2章 各教科」、「第4章 外国語活動」、「第5章 総合的な学習の時間」及び「第6章 特別活動」における「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」に、「第3章 特別の教科 道徳」の第2に示す内容についてそれぞれの特質に応じて適切に指導することが示されているが、具体的には、次のような配慮をすることが求められる。

ア 国語科

国語による表現力と理解力とを育成するとともに、人間と人間との関係の中で、互いの立場や考えを尊重しながら言葉で伝え合う力を高めることは、学校の教育活動全体で道徳教育を進めていく上で、基盤となるものである。また、思考力や想像力及び言語感覚を養うことは、道徳的な判断力や心情を養う基本になる。さらに、国語を尊重する態度を育てることは、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛することなどにつながるものである。

イ 社会科

地域社会の生活及びその発展に尽くした先人の働きなどについての理解を図り、地域社会に対する誇りと愛情を育てることや、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を育てることは、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛することなどにつながる。また、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者としての自覚をもち、自他の人格を尊重し、社会的義務や責任を重んじ、公正に判断しようとする態度や能力などの公民的資質の基礎を養うことは、主として集団や社会との関わりに関する内容などにつながるものである。

ウ 算数科

算数科の目標でもある日常の事象について見通しをもち筋道を立てて考え、表現する能力を育てることは、道徳的な判断力の育成にも資するものである。また、数理的にものごとを考えたり処理したりすることを生活や学習に活用しようとする態度を育てることは、工夫して生活や学習をしようとする態度を育てることに資するものである。

エ 理科

理科において栽培や飼育などの体験活動を通して自然を愛する心情を育てることは、生命を尊重し、自然環境を大切にす態度の育成につながるものである。また、見通しをもって観察、実験を行うことや、問題解決の能力を育て、科学的な見方や考え方を養うことは、真理を大切にしようとする態度の育成にも資するものである。

オ 生活科

生活科における自分と身近な人々，社会及び自然と直接関わる活動や体験を通して，自然に親しみ，生命を大切にするなど自然との関わりに関心をもつこと，自分のよさや可能性に気付くなど自分自身について考えさせること，生活上のきまり，言葉遣い，振る舞いなど生活上必要な習慣を身に付け，自立への基礎を養うことなど，いずれも道德教育と密接な関わりをもつものである。

カ 音楽科

音楽を愛好する心情や音楽に対する感性は，美しいものや崇高なものを尊重する心につながる。また，音楽による豊かな情操は，道德性の基盤を養うものである。

なお，音楽の共通教材は，我が国の伝統や文化，自然や四季の美しさや，夢や希望をもって生きることの大切さなどを含んでおり，道德的な心情の育成に資するものである。

キ 図画工作科

図画工作科において，作り出す喜びを味わうようにすることは，美しいものや崇高なものを尊重する心につながるものである。また，造形的な創造による豊かな情操は，道德性の基盤を養うものである。

ク 家庭科

家庭科において，日常生活に必要な基礎的な知識や技能を身に付け，生活をよりよくしようとする態度を育てることは，生活習慣の大切さを知り，自分の生活を見直すことにつながるものである。また，家庭生活を大切にする心情を育むことは，家族を敬愛し，楽しい家庭をつくり，家族の役に立つことをしようとする事につながるものである。

ケ 体育科

体育科において，集団でのゲームなど運動することを通して，粘り強くやり遂げる，きまりを守る，集団に参加し協力する，といった態度が養われる。また，健康，安全についての理解は，生活習慣の大切さを知り，自分の生活を見直すことにつながるものである。

コ 外国語活動

外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深めることは、日本人としての自覚をもって、世界の人々と親善に努めることにつながるものである。

サ 総合的な学習の時間

総合的な学習の時間では、児童が横断的、総合的な学習や探究的な学習を通して、多様な道徳的価値を含んだ現代社会の課題などに取り組み、これらの学習が自己の生き方を考えることにつながっていくことになる。また、横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、主体的に判断して学習活動を進めたり、粘り強く考え解決しようとしたりする資質や能力、自己の目標を実現しようとしたり、他者と協調して生活しようとしたりする態度を育てることにもつながるものである。

シ 特別活動

特別活動の目標には、心身の調和のとれた発達と個性の伸長、自主的、実践的な態度、自己の生き方についての考え、自己を生かす能力など道徳的価値に関わる内容が多く含まれており、道徳教育との結び付きは極めて深い。とりわけ、特別活動における学級や学校生活における望ましい集団活動や体験的な活動は、日常生活における具体的な道徳的行為や習慣の指導をする重要な機会と場であり、道徳教育に果たす役割は大きい。

具体的には、自分勝手な行動をとらずに節度ある生活をしようとする態度、自己の役割や責任を果たして生活しようとする態度、よりよい人間関係を築こうとする態度、みんなのために進んで働こうとする態度、自分たちで約束をつくって守ろうとする態度、目標をもって諸問題を解決しようとする態度、自己のよさや可能性に自信をもち集団活動を行おうとする態度などは、集団活動を通して養いたい道徳性に関わるものである。

特に、学級活動の内容に示した〔第1学年及び第2学年〕の「仲良く助け合い学級生活を楽しくする」ことや〔第3学年及び第4学年〕の「協力し合って楽しい学級生活をつくる」こと、〔第5学年及び第6学年〕の「信頼し支え合って楽しく豊かな学級や学校の生活をつくる」ことは、第3章特別の教科道徳

の第2に示す「B 主として人との関わりに関すること」や、「C 主として集団や社会との関わりに関すること」の内容項目と関連が深い。また、学級活動の指導計画の作成に当たっては、「第1章総則の第4の3の(2)に示す道徳教育の重点などを踏まえ」ることと示している。このように学級活動においては、〔共通事項〕の(1)の「学級や学校の生活づくり」の内容として、学級や学校における生活上の諸問題の解決、学級内の組織づくりや仕事の分担処理、学校における多様な集団の生活の向上を示している。

この活動は、児童がよりよい生活を築くために、諸課題を見だし、これを自主的に取り上げ、協力して解決していく自発的、自治的な活動である。このような児童による自発的、自治的な活動は、望ましい人間関係やよりよい集団の形成に参画する態度などに関わる道徳性を養うことができる。

また、学級活動の〔共通事項〕の(2)の「日常の生活や学習への適応及び健康安全」の内容としては、希望や目標をもって生きる態度の形成、基本的な生活習慣の形成や望ましい人間関係の形成、清掃などの当番活動等の役割と働くことの意義の理解、学校図書館の利用、心身ともに健康で安全な生活態度の形成、食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成を示している。これらのことについて、自らの生活を振り返り、自己の目標を定め、努力して健全な生活態度を身に付けようとすることは、道徳性を養うことと密接な関わりがある。

そのほか、児童会活動においては、異年齢の児童が学校におけるよりよい生活を築くために、諸課題を見だし、これを自主的に取り上げ、協力して解決していく自発的、実践的な活動が行われる。児童会活動は、異年齢による望ましい人間関係の形成やよりよい学校生活づくりに参画することに関わる道徳の内容が含まれている。

クラブ活動においては、異年齢の交流を深め、協力して共通の興味・関心を追求する自発的、自治的な活動が行われる。クラブ活動における、異年齢による望ましい人間関係の形成や個性の伸長、よりよいクラブ活動づくりに参画することなどは、道徳の内容と広く関わっている。

学校行事においては、特に、ボランティア精神を養う活動や自然の中での集団宿泊体験、幼児、高齢者や障害のある人々などとの触れ合いや文化、芸術に親しむ体験を通して、望ましい人間関係、自律的態度、心身の健康、協力、責任、公德心、勤労、社会奉仕などに関わる道徳性を養うことができる。

2 指導内容の重点化（第1章第4の3（2））

(2) 各学校においては、児童の発達段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。その際、各学年を通じて、自立心や自律性、生命を尊重する心や他者を思いやる心を育てることに留意すること。また、各学年段階においては、次の事項に留意すること。

ア 第1学年及び第2学年においては、挨拶などの基本的な生活習慣を身に付けること、善悪を判断し、してはならないことをしないこと、社会生活上のきまりを守ること。

イ 第3学年及び第4学年においては、善悪を判断し、正しいと判断したことを行うこと、身近な人々と協力し助け合うこと、集団や社会のきまりを守ること。

ウ 第5学年及び第6学年においては、相手の考え方や立場を理解して支え合うこと、法やきまりの意義を理解して進んで守ること、集団生活の充実に努めること、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること。

道徳教育を進めるに当たっては、児童の発達段階や特性等を踏まえるとともに、学校、地域社会等の実態や課題に応じて、学校としての指導の重点に基づき各学年段階の指導内容についての重点化を図ることが大切である。

どのような内容を重点的に指導するかは、最終的には、各学校が学校の実情や児童の実態などを踏まえ決定するものであるが、その際には社会的な要請や今日的課題についても考慮し、次のような配慮を行うことが求められる。

(1) 各学年を通じて配慮すること

小学校においては、生きる上で基盤となる道徳的価値観の形成を図る指導を徹底するとともに自己の生き方についての指導を充実する観点から、各学年を通じて、自立心や自律性、生命を尊重する心、他者を思いやる心の育成に配慮することが大切である。

自立心や自律性は、児童がよりよい生き方を目指し、人格を形成していく上で核となるものであり、自己の生き方や人間関係を広げ、社会に参画をしていく上でも基盤となる重要な要素である。特に、小学校の段階では、児童が自己を肯定的に受け止め、自分の生活を見直し、将来に向けて夢や希望をもち、よりよい生活や社会をつくり出そうとする態度の育成が求められている。その際、児童が自己理解を深め、自己を肯定的に受け止めることと、自己に責任をもち、自律的な態度をもつことの両面を調和のとれた形で身に付けていくことができるようにすることが重要である。

生命を尊重する心は、生命の尊厳を感得し、生命ある全てのものを尊重しようとする心のことである。生命を尊重する心の育成は、道德教育を進めるに当たって特に留意しなければならないこととして生命に対する畏敬の念を生かすことを示しているように、豊かな心を育むことの根本に置かれる重要な課題の一つである。いじめによる自殺などが社会的な問題となっている現在、児童が生きることを喜ぶとともに、生命に関する問題として老いや死などについて考え、他者と共に生命の尊さについて自覚を深めていくことは、特に重要な課題である。

他を思いやる心は、児童が自立した一人の人間として人生を他者と共に、よりよく生きる人格形成を図る道德教育の充実を目指す上で不可欠なものである。相手の気持ちや立場を押し量り自分の思いを相手に向けることは、よりよい人間関係を築くために重要である。

(2) 学年段階ごとに配慮すること

各学年を通じて配慮することに加えて、各学年段階においては、次の事項に留意することが求められる。

ア 第1学年及び第2学年

第1学年及び第2学年の段階では、挨拶などの基本的な生活習慣を身に付けることや善悪を判断し、してはならないことをしないこと、社会生活上のきまりを守ることにについて配慮して指導に当たることが求められる。

基本的な生活習慣は、健全な生活を送る上で必要なものであり、健康や安全

に関わること、物の活用や整理整頓に関わることなどがあるが、小学校生活の入門期で身に付くような指導をすることが求められる。

善悪を判断し、してはならないことをしないことは、例えば、うそを言わない、人を傷付けない、人のものを盗まないなど、人としてしてはならないことや善悪について自覚し、その上に立って社会生活上のきまりを守ることができるよう指導することが大切である。第1学年及び第2学年の段階では、幼児教育との接続に配慮するとともに、家庭と連携しながら、これらの内容を繰り返し指導することが大切である。

イ 第3学年及び第4学年

第3学年及び第4学年では、善悪を判断し、正しいと判断したことを行うこと、身近な人々と協力し助け合うこと、集団や社会のきまりを守ることに配慮して指導に当たることが求められる。

一般に、この段階の児童は、学校生活に慣れ、行動範囲や人間関係が広がり活動的になる。他方、社会的認識能力をはじめ思考力が発達し、視野が拡大するとともに、内省する心も育ってくると言われる。第1学年及び第2学年の重点を踏まえた指導の充実を基本として、特に身近な人々と協力し助け合うこと、さらには集団や社会のきまりを守ることについて理解し、自ら判断できる力を育てることへの配慮が求められる。

ウ 第5学年及び第6学年

第5学年及び第6学年では、相手の考え方や立場を理解して支え合うこと、法やきまりの意義を理解して進んで守ること、集団生活の充実に努めること、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重することに配慮することが大切になる。

この段階は、小学校教育の完成期であり高学年段階の児童としての自覚ある行動が求められる。第3学年及び第4学年の重点を踏まえた指導の充実を基本として、日本人としての自覚をもって我が国の伝統と文化を理解し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに他国の伝統と文化を尊重することなどに関する指導に配慮することが求められる。この時期の児童は、知識欲も旺

盛で、集団における自己の役割の自覚も大いに進む。自己や社会の未来への夢や目標を抱き、理想を求めて主体的に生きていく力の育成が図られるよう、それまでの学年における指導を踏まえ、中学校段階との接続も視野に入れ、特に国家・社会の一員としての自覚を育てることを重視した適切な指導を行う必要がある。

3 豊かな体験活動の充実といじめの防止（第1章第4の3（3））

(3) 学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導内容が、児童の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。

(1) 学校や学級内の人間関係や環境

児童の道徳性は、日々の人間関係の中で養われる。学校や学級における人的な環境は、主に教師と児童及び児童相互の関わりにおいて形成される。

また、教室や校舎・校庭などの物的な環境は、人的な環境とともに児童の道徳性を養うことに深く関わっている。児童が学級や学校を学習し生活する場として自覚するための環境整備に努めることが求められる。

ア 教師と児童の人間関係

児童の道徳性の多くの部分は、日々の人間関係の中で養われる。学校や学級における人的な環境は、主に教師と児童及び児童相互の関わりにおいて形成される。

教師と児童の人間関係は、教師に対する児童の尊敬と共感、児童に対する教師の教育的愛情、そして相互の信頼が基本になる。教師自身がよりよく生きようとする姿勢を示したり、教師が児童を尊重し児童から学ぼうとする姿勢を見せたりすることで信頼が強化される。そのためにも、教師と児童が共に語り合うことのできる場を日常から設定し、児童を理解する有効な機会となるようにすることが大切である。

イ 児童相互の人間関係

児童相互の人間関係を豊かにするには、相互の交流を深め、互いが伸び伸びと生活できる状況をつくることが大切である。児童一人一人が互いに認め合い、励まし合い、学び合う場と機会を意図的に設けるとともに、教師は児童の人間関係

が常に変化していることに留意しつつ、座席換えやグループ編成の在り方などについても適切に見直しを図る必要がある。また、異学年間の交流を図ることは、児童相互による道德教育の機会を増すことになる。

ウ 環境の整備

児童の道德性を養う上で、人的な環境とともに物的な環境も大切である。具体的には、言語環境の充実、整理整頓され掃除の行き届いた校舎や教室の整備、児童が親しみをもって接することのできる身近な動植物の飼育栽培、各種掲示物の工夫などは、児童の道德性を養う上で、大きな効果が期待できる。各学校や各学級においては、計画的に環境の充実・整備に取り組むとともに、日頃から児童の道德性を養うという視点で学校や教室の環境の整備に努めたい。

また、学校や学級の環境の充実・整備を教職員だけが中心となって進めるだけでなく、児童自らが自分たちの学級や学校の環境の充実・整備を積極的に行うことができるよう、特別活動等とも関連を図りながら指導することも大切である。

(2) 豊かな体験の充実

集団生活を通して協力して役割を果たすことの大切さなどを考える集団宿泊活動、社会の一員であるという自覚と互いが支え合う社会の仕組みを考え、自分自身をも高めるためのボランティア活動、自然や動植物を愛し、大切にすることを育てるための自然体験活動など、様々な体験活動の充実が求められている。各学校においては、学校の教育活動全体において学校の実情や児童の実態を考慮し、豊かな体験の積み重ねを通して児童の道德性が養われるよう配慮することが大切である。その際には、児童に体験活動を通して道德教育に関わるどのような内容を指導するのか指導の意図を明確にしておくことが必要であり、実施計画にもこのことを明記することが求められる。

さらに、地域社会の行事への参加も、幅広い年齢層の人々と接し、人々の生活、文化、伝統に親しみ、地域社会に対する愛着を高めるだけでなく、地域社会への貢献などを通じて社会に参画する態度を育てるなど、児童にとっては道德性を養う豊かな体験となる。具体的には、学校行事や総合的な学習の時間などでの体験活動と

して、自治会や社会教育施設など地域社会の関係機関・団体等で行う地域社会振興の行事や奉仕活動、自然体験活動、防災訓練などに学校や学年として参加することなどが考えられる。その場合には、その行事の性格や内容を事前に把握し、学校の目標や年間の指導計画との関連を明確にしながらい児童の豊かな体験が充実するよう進めることが大切である。

(3) 道徳教育の指導内容と児童の日常生活

道徳教育で養う道徳性は、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となるものである。日常生活においても、人から言われるからといった理由や周りのみんながしているからといった理由ではなく、物事を多面的、多角的に考え、自らの判断により、適切な行為を選択し、実践するなど、道徳教育の指導内容が児童の日常生活に生かされるようにすることが大切である。

特に、いじめの防止や安全の確保といった課題についても、道徳教育や道徳科の特質を生かし、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことで、児童がそれらの課題に主体的に関わることができるようにしていくことが大切である。

ア いじめの防止

いじめは、児童の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、ともすると不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。子供から大人まで、社会全体でいじめの防止等の指導を充実させていく必要がある。その対応として、いじめ防止対策推進法が公布され、平成25年9月から施行されている。各学校では、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定め、いじめの防止及び早期発見、早期対応に学校が一丸となって取り組むことが求められている。

いじめの防止等と道徳教育との関連を考えた場合、同法第15条の中に「児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない」と示されている。

すなわち、道徳教育においては、道徳科を要とし、教育活動全体を通して、生命を大切にすゝる心や互いを認め合い、協力し、助け合うことのできる信頼感や友情を育むことをはじめとし、節度ある言動、思いやりの心、寛容な心などをしっかりと育てることが大切である。そして、学んだことが、日々の生活の中で、よりよい人間関係やいじめのない学級生活を実現するために自分たちにできることを相談し協力して実行したり、いじめに対してその間違いに気付き、友達と力を合わせ、教師や家族に相談しながら正していこうとしたりするなど、いじめの防止等に児童が主体的に関わる態度へとつながっていくのである。

なお、道徳教育の全体計画を立案するに当たっても、いじめの防止等に向けた道徳教育の進め方について具体的に示し、教職員の共通理解を図ることが大切である。

これらのことを踏まえ、第1学年及び第2学年で、「自分の特徴に気付くこと」や「自分の好き嫌いにとらわれないで接すること」、第3学年及び第4学年で、「自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、相手のことを理解し、自分と異なる意見も大切にすること」や「誰に対しても分け隔てをせず、公正、公平な態度で接すること」、第5学年及び第6学年で、「よりよく生きようとする人間の強さや気高さを理解し、人間として生きる喜びを感じること」について、新たに内容項目を追加した。

イ 安全の確保

児童自身が日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質や能力を育てることは、次世代の安全文化の構築にとって重要なことである。

道徳教育においては、自律的に判断することやよく考えて行動し、節度、節制に心掛けることの大切さ、生きている喜びや生命のかけがえのなさなど生命の尊さの自覚、力を合わせよりよい集団や社会の実現に努めようとする社会参画の精神などを深めることが、自他の安全に配慮して安全な行動をとったり、自ら危険な環境を改善したり、安全で安心な社会づくりに向けて学校、家庭及び地域社会

の安全活動に進んで参加し、貢献したりするなど、児童が安全の確保に積極的に関わる態度につながる。交通事故及び犯罪、自然災害から身を守ることや危機管理など安全に関する指導に当たっては、学校の安全教育の目標や全体計画、各教科等との関連などを考えながら進めることが大切である。

4 家庭や地域社会との連携（第1章第4の3(4)）

(4) 学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表したり，道徳教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど，家庭や地域社会との共通理解を深め，相互の連携を図ること。

(1) 道徳教育に関わる情報発信

学校で行う道徳教育は，自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標として行われる。このような道徳性は学校生活だけに限られたものではなく，家庭や地域社会においても，児童の具体的な行動を支える内面的な資質である。そのため，学校で行う道徳教育をより強化するためには，家庭や地域社会との連携，協力が重要になる。その際には，学校と家庭や地域社会が児童の道徳性を養う上での共通理解を図ることが不可欠である。

道徳教育は学校が主体的に行う教育活動であることから，学校が道徳教育の方針を家庭や地域社会に伝え，理解と協力を得るようにしなければならない。

具体的には，学校通信で校長の方針に基づいて作成した道徳教育の全体計画を示したり，道徳教育の成果としての児童のよさや成長の様子を知らせたりすることが考えられる。また，学校のホームページなどインターネットを活用した情報発信も家庭や地域社会に周知する上で効果的である。

(2) 家庭や地域社会との相互連携

道徳教育の主体は学校であるが，学校の道徳教育の充実を図るためには，家庭や地域社会との連携，協力が必要である。学校の道徳教育に関わる情報発信と併せて，学校の実情に応じて相互交流の場を設定することが望まれる。例えば，学校での道徳教育の実情について説明したり，家庭や地域社会における児童のよさや成長などを知らせてもらったりする情報交換会を定例化し，児童の道徳性の発達や学校，家

庭，地域社会の願いを交流し合う機会をもつことが考えられる。また，こうした情報交換で把握した問題点や要望などに着目した講演会の開催なども有効である。

また，学校運営協議会制度などを活用して，学校の道德教育の成果などを具体的に報告し，それについて意見を得るようにすることも考えられる。また，それらを学校評価に生かし道德教育の改善を図るとともに，学校が家庭や地域社会と連携する方法を検討することも考えられる。学校，家庭，地域社会が連携して道德教育の充実を図ることにより，保護者や地域の人々の道德教育に関わる意識が高まることも期待できる。

小学校学習指導要領解説総則編作成協力者（五十音順）

（職名は平成27年6月末現在）

- | | |
|-------|--------------------|
| 浅見哲也 | 埼玉県深谷市立豊里小学校教頭 |
| 齋藤賢二 | 文部科学省初等中等教育局教科書調査官 |
| 齋藤眞弓 | 茨城県石岡市立府中小学校教諭 |
| 坂本哲彦 | 山口県宇部市立西宇部小学校長 |
| 島恒生 | 畿央大学大学院教授 |
| 鈴木邦夫 | 東京都千代田区立九段小学校長 |
| 永田繁雄 | 東京学芸大学大学院教授 |
| 橋本ひろみ | 東京都世田谷区立池之上小学校指導教諭 |
| 宮田真由美 | 静岡県浜松市立花川小学校教頭 |
| 毛内嘉威 | 秋田公立美術大学教授 |

なお、文部科学省においては、次の者が本書の編集に当たった。

- | | |
|------|-----------------------------|
| 合田哲雄 | 初等中等教育局教育課程課長 |
| 美濃亮 | 初等中等教育局教育課程課学校教育官（併）道徳教育調査官 |
| 赤堀博行 | 初等中等教育局教育課程課教科調査官 |

